

平成28年度第8回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 平成28年11月10日(木) 午後1時30分

2. 招集の場所 船岡庁舎 第2. 第3会議室

3. 出席委員 会長 23番 藪田 幸雄
会長職務代理者 24番 田中喜一郎 25番 田中 洋司
委員 1番 竹内 明子 2番 岡田 孝明
3番 多内 茂 4番 横山 和男
5番 岡本 達眞 6番 勝原貴美恵
7番 宮本彰太郎 8番 東口 守夫
12番 木下祐一郎 13番 山崎 儀章
14番 岩見 正明 15番 古井 淳二
16番 田中 正則 18番 谷口與理幸
20番 有岡 正裕 21番 安藤 博子
22番 澤田 俊雄

4. 欠席委員 2名 11番 橋本金次郎 19番 木原君太郎

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名 22番 澤田 俊雄 24番 田中喜一郎
第2 報告事項 農地法第3条の3第1項の届出書について
農地法第18条第6項の規定による通知書について
公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告につ
いて
第3 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議の件
第4 議案第2号 農用地利用集積計画案の決定について
第5 議案第3号 農用地利用配分計画案について
第6 その他

農業委員会事務局職員

事務局長 山下真一 副主幹 蓮佛知香

6. 会議の概要

事務局

本日の欠席者は2名です。

出席者数22名です。定足数に達していますので、平成28年度第8回八頭町農業委員会を始めます。

議長（会長）

（あいさつ）

日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、2番澤田俊雄委員、3番田中喜一郎委員にお願いします。

次に日程第2、報告事項ですが私からはありません。

委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。

委員一同

（報告なし）

議長（会長）

無いようでしたら事務局でお願いします。

事務局

報告を3件させていただきます。資料をご覧ください。

報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。相続についての届出です。

今月は10件です。記載事項がもれなく記載されており問題ないということで受理しました。

報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告いたします。農地の貸借の合意解約です。今月は6件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。

報告3 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について。1件の該当事業がありました。県との協議が出来ており、八頭県土整備事務所担当課長の証明がありましたので、問題なしということで受理しました。

議長（会長）

この件につきまして質問意見はありますでしょうか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

続きます、日程第3 議案第1号

農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議を行います。受付番号13-1について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議の件。

農地法及び同法施行令の規定により、許可申請書を鳥取県知事へ進達することについて意見を求めるものです。受付番号13-1について説明します。

土地の所在地 郡家殿地内1筆 台帳地目 畑 現況地目 畑 面積 663 m²。

店舗併用住宅を転用目的とした所有権移転贈与です。

場所は、議案書2ページから4ページに図面を付けています。土地利用計画図は5ページになります。

理由につきましては、現在、申請者は他町に居住しているが、実家のある八頭町へ戻り理容業を営むため、実家に近い申請地に店舗併用住宅を建築したいとのことです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、小集団の生産性の低い農地第2種農地に該当します。許可根拠は代替地なしです。

資力及び信用についてですが、資力は金融機関の預金通帳のコピーにより確認しました。また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。

規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。申請地の北東には既に43 m²の農業用倉庫が建っていますが、これはそのまま使われるとのことです。

周辺農地への影響ですが、東側、南側は道路、北側は宅地、西側は畑ですが、店舗兼住居は木造2階建てで高さは約8m、隣接地から5mは離れて建築されますので、日照、通風の影響はないと考えます。

雨水は既設側溝へ放流します。汚水排水は公共下水へ接続します。耕作者の同意も得られています。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

以上で説明を終わります。

議長（会長）

この件につきましては、7番 宮本委員に事前調査をお願いいたしますので報告をお願いします。

宮本委員

譲受人と譲渡人は親子関係にあります。譲受人の祖父は亡くなられましたが、かなりの規模の果樹園を耕作しておられました。近年、父親も体調が芳しくなく、農地の耕作を誰がしていくのか集落でも検討していたところでしたが、この度、子どもさんが他町から戻ってこられることになり、農業を手伝いながら理髪業を営まれるとのことで、申請を出されたものです。周辺農地への影響はなく問題ないと考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで、受付番号 13-1 について申請どおり決定いたします。続きまして、受付番号 14-2 について、事務局より説明をお願いします。

事務局 受付番号 14-2 について説明します。
土地の所在地 福本地内1筆 台帳地目 田 現況地目 田 面積 254 m²
露天駐車場を転用目的とした使用貸借権設定です。
場所は、議案書 6 ページから 8 ページに図面を付けています。土地利用計画図は 9 ページになります。
理由につきましては、申請地の県道を挟んで向かい側にアパートを建築予定であり、そのアパート用の 5 台分の駐車場を建設したいとのことです。
本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。
まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、宅地割合が 40% 超の区域内の農地第 3 種農地に該当します。許可根拠は原則許可です。
資力及び信用についてですが、資力は金融機関の融資証明により確認しました。
事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。
規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。
周辺農地への影響ですが、南、北、東側は宅地、西側は県道であり、周辺に農地は有りません。
雨水は既設側溝へ放流します。
また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。
以上で説明を終わります。

議長（会長） この件につきましては、4番 横山委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

横山委員 11月4日に土地家屋調査士に話を聞きました。貸付人と借受人は親子になります。アパートを建築予定の土地は既に農地ではありませんので、農地法の適用を受けない土地になります。申請地周辺は集合住宅がかなり建築されている地域であり、申請地の周辺には農地はありません。隣に水路があるので駐車場としての利用には向かないように思いますが、近隣に土地がなくここしかなかったとのことです。
農地への影響はありませんので、転用について問題はないと思います。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで、受付番号 14-2 について申請どおり決定いたします。以上で議案第2号 農地法第5条 第1項の規定による許可申請審議を終わります。
続きまして日程第4 議案第2号 農用地利用集積計画案の決定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号 農用地利用集積計画案の決定について説明をします。
八頭町長から平成28年10月30日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。
議案書の10ページから15ページをご覧ください。
今月は通常の利用権設定が新規2件、更新6件 合計8件です。面積は田 17,309㎡ 畑 7,435.25㎡ 合計 24,744.25㎡です。中間管理事業分としては新規1件、更新3件 合計4件です。面積はすべて田 24,936㎡です。
すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。
補足ですが受付番号 134-5 と 137-8 は先月でも質問がありましたが、貸付人、借受人は親子になります。農業者年金の経営移譲年金受給のために後継者に農地経営を譲られるということで、この手続きを

されているものです。

議長（会長） それでは受付番号 130-1 から 137-8、中間管理事業分 19-1 から 24-6 について審議を行います。事前調査を行い、報告が必要な方はお願いいたします。

委員一同 （報告なし）

議長（会長） 質問・意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで、受付番号 130-1 から 137-8、19-1 から 24-6 について申請どおり決定します。

以上で議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了いたします。

続きまして、日程第 5 議案第 3 号 農用地利用配分計画案について事務局より説明をお願いします。整理番号 32-3 から 35-6 について説明をお願いします。

事務局 議案第 3 号 農用地利用配分計画案について説明をします。

八頭町長より平成 28 年 10 月 30 日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。

整理番号 30-1 から 35-6 について説明します。

先ほどの議案第 2 号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地 24,936 m²を借受け希望のありました農地所有適格法人 1 法人へ 19,503 m²、担い手 1 名へ 5,433 m²配分するものです。

議長（会長） この件につきまして、質問意見ありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり承認してよろしいでしょうか。

委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	<p>異議なしということで、整理番号 30-1 から 35-6 について案どおり承認いたします。続きまして整理番号 36-7 についてですが、本案件は関係する委員がおられますので、八頭町農業委員会会議規則第 10 条の規定により関係委員は一時退席をお願いします。</p> <p>(関係委員退室)</p>
議長 (会長)	<p>それでは、整理番号 36-7 について審議を行います。事務局で説明をお願いします。</p>
事務局	<p>この農地は昨年 5 月より担い手 1 名へ配分されていた農地ですが、農地集積が増加し負担が増えたため解約を希望されました。隣接地を耕作されており規模拡大を考えられていた別の担い手へ配分変更するものです。</p>
議長 (会長)	<p>この件につきまして意見質問はありませんか。</p>
委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	<p>無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。</p>
委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	<p>異議なしということで、整理番号 36-7 については、申請どおり決定いたします。関係委員は入室してください。</p> <p>(関係委員入室)</p>
議長 (会長)	<p>以上で日程第 5 議案第 3 号 農用地利用配分計画案について審議を終了いたします。</p> <p>続きまして日程第 6 その他について事務局よりお願いします。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ●26 条会議・担い手の意向について ●10 月 28 日開催予定であった農業委員会研修大会延期について ●11 月 22 日日南町視察来庁について ●10 月審議の転用案件について <p>転用申請 2 件は県で審議中</p> <ul style="list-style-type: none"> ●次回 委員会は、12 月 9 日 (金) 午後 1 時 30 分から八東庁舎 第

1 会議室で行います。
以上です。

議長（会長） その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。

田中洋委員 「担い手農家の今後の経営意向等について」の中にある(株)みんなの牧場とはどのような法人ですか。

事務局 (株)東部コントラクターと関係する農地所有適格法人です。飼料米を耕作予定であり、市町両方に農地中間管理事業の担い手として手上げをされて経営規模拡大を希望されています。

田中洋委員 分かりました。

澤田委員 ひとつお聞きします。先月議決されました別段面積の見直しについては、いつ広報に掲載されるのでしょうか。

事務局 広報 12 月号に掲載予定です。

澤田委員 ホームページを見られた方から問合せがありましたので、お聞きしたところです。分かりました。

議長（会長） 無いようですので、以上で第 8 回農業委員会を終了します。
終了（14 時 05 分）